

コイの持ち出し禁止指示について

1 コイヘルペスウイルス（KHV）病とは

（1）病気の概要

| | |
|---------|---|
| 原因（病原体） | Koi herpesvirus（KHV）と呼ばれるウイルス |
| 感染する魚種 | コイ（マゴイ、ニシキゴイ）だけ |
| 発生水温 | 水温 20～25℃程度で発生する。 |
| 症 状 | 行動緩慢、摂餌不良になるが、目立った外部症状は少なく、鰓の退色・びらん・壊死などが見られる。その他、体表粘液過多、眼球の落ち込みなどが見られる。死亡率は高い。 |
| 感染経路 | 本病に感染したコイとの接触、感染したコイと同じ水の中にいた場合に水を介して感染する。 |
| 人間等への感染 | コイ特有の病気で、人間やコイ以外の魚への感染はない。 |

（2）発病魚の取り扱い

○ 持続的養殖生産確保法(以下「法」)において、特定疾病※に指定されている。

ア 届出義務（法第7条の二）

養殖業を行う者等は、その所有又は管理に係る養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、知事にその旨を届け出なければならない。

イ 移動制限等（法第8条）

- ・コイの移動制限又は禁止の命令
- ・コイの焼却又は埋却の命令

ウ 損失の補償（法第9条）

知事の命令により損失を受けた者に対して損失を補償しなければならない。

- ・焼却又は埋却の対象となったコイの価格 5 / 10（ただし、上限あり）
- ・焼却、埋却、消毒に要する経費 10 / 10

※ 特定疾病：国内で発生が確認されておらず、又は国内の一部のみに発生している養殖水産動植物の伝染性疾病であって、まん延した場合に重大な損害をあたえるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

2 KHV病の発生確認状況（令和6年1月末現在）

（1）県内の年度別発生状況

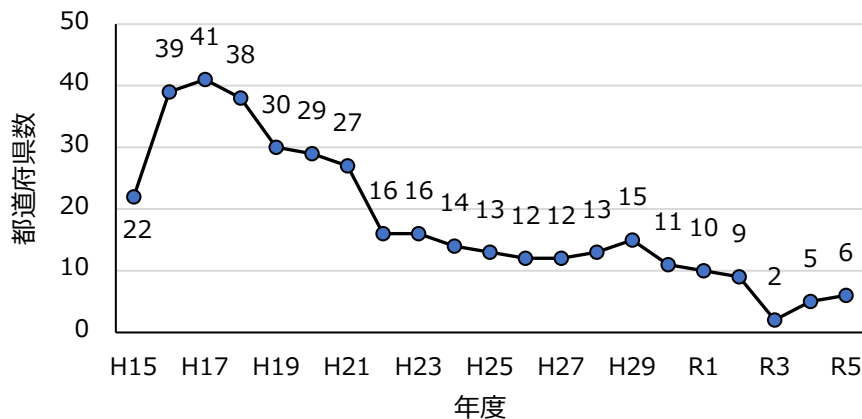
・現在までに40市町村と諏訪湖において発生が確認されている。

| 年度 | 発生期間 | 市町村数 | 確認数 ※1 | 内 訳 | | |
|------------|------------|------|-----------|-----|-----|-----|
| | | | | 個人池 | 養殖場 | その他 |
| H16 | 6/16～10/22 | 34 | 147 | 110 | 18 | 19 |
| H17 | 6/24～12/16 | 12 | 36 | 31 | 2 | 3 |
| H18 | 6/16～11/13 | 6 | 11 | 10 | 1 | 0 |
| H19 | 8/16～12/27 | 3 | 4 | 4 | 0 | 0 |
| H20 | 7/1～7/12 | 2 | 3 | 2 | 0 | 1 |
| H21 | 6/10～10/26 | 6 | 7 | 6 | 0 | 1 |
| H22 | 9/1～9/10 | 3 | 3 | 2 | 0 | 1 |
| H23 | 8/8～10/31 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| H24 | 6/12～10/5 | 5 | 5 | 4 | 0 | 1 |
| H25 | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H26 | 7/10～9/19 | 2 | 4 | 3 | 0 | 1 |
| H27～ R1 | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| R2 | 7/6～8/25 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| R3 | 7/1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| R4 | — | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| R5 | 9/3～10/3 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 計 | | 40※2 | 228 | 179 | 22 | 27 |

※1 確認件数は、所有者等毎のため、陽性尾数とは異なる。

※2 重複を除く市町村数

（2）全国の年度別発生確認状況



3 KHV病のまん延防止対策

(1) 長野県の委員会指示の内容

(現 行) 平成 17 年 3 月 31 日～

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと
接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいを採捕した
者は、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、公共用水面等から生きたまま
こいを持ち出してはならない。

(2) 参 考 （令和 5 年 3 月 23 日付け農政部長通知）

市町村長あて（抜粋）

市町村等においてイベント等でのコイの放流は、当分の間行わないでください。

漁業協同組合長あて（抜粋）

コイの放流は、当分の間行わないでください。

ただし、やむを得ずコイの放流を行う場合は、あらかじめ種苗確保や検査等につ
いて、水産試験場に相談した上で実施してください。

なお、今後は、放流に代わる増殖方法として、産卵場の造成についても検討して
ください。

4 コイの持ち出し禁止に係る委員会指示について（案）

状況に変化がないため、従来の指示内容で 1 年延長する。